

# 福岡県建築職 採用案内

福岡県の建築職として、快適で安全な住まいや建築物、魅力あるまちづくりのために一緒に働きませんか？

## 仕事内容と主な勤務先

建築職が関わる仕事は、「住まい」や「建物」など暮らしに身近な生活環境から、「まち」や「都市」の発展まで多岐にわたります。主な業務は、『建築基準法、都市計画法、景観法などに基づく審査、指導』、『将来を見据えた住宅政策や都市政策の企画立案』、『長く快適に利用できる県有施設の建設』など、建築の技術や専門知識を深めながら県政に貢献できるものです。勤務先は、本庁の都市計画課、開発・盛土指導課、建築指導課、住宅計画課、県営住宅課、営繕設備課や、県内出先機関の県土整備事務所建築指導課などに配属されます。

## 都市計画課

都市計画の決定、市町村の都市計画やまちづくりについての協議・調整・助言、市街地を計画的に整備するための土地区画整理事業の推進のほか、県内のまちづくり団体と協働で、景観に配慮した美しいまちづくりの推進に関する業務に取り組んでいます。



## 住宅計画課

これからの住宅は、多様な生活スタイルや社会的ニーズに対応する必要があるため、日頃から住宅の着工動向や社会背景などを注視しつつ、住宅の省エネ化や耐震化、空き家の利活用、高齢者向け住宅の整備などの諸課題に取り組んでいます。



## 営繕設備課

庁舎、県立学校、文化施設など、公共建築の設計業務を行っています。各施設のデザインはもちろんのこと、耐震性、耐久性、環境保全、高齢者や障がい者を含む多様な利用者へ配慮した、質の高い施設整備に努めています。



## 県土整備事務所 建築指導課

県内11か所の県土整備事務所の建築指導課では、建物の建築時に適用される建築基準法やバリアフリー、省エネなどの関係法令に基づき、審査・検査等を実施しています。また、一部の事務所では県有施設の工事監督業務も行っています。



## 若手職員の日①



入庁6年目  
北九州県土  
整備事務所  
建築指導課  
建築審査係  
主任技師

### 一言メッセージ

建築確認申請等、建築基準法に係る業務を担当しています。役職の枠を越えて、コミュニケーションを図りながら楽しく働ける環境です。時差出勤や1時間単位で利用できる年次休暇を活用し、非常に柔軟な働き方が実現できています。

## 若手職員の日②



入庁10年目  
建築都市部  
建築指導課  
建築指導係  
主任技師

### 一言メッセージ

建築基準法に基づく許可や指導を担当しており、子どもが生まれてからは育児休業や父親育児休暇などの男性の育児支援制度を積極的に活用しています。上司や同僚の理解・フォローもあり、育児を楽しみながら日々の業務に励むことができています。

### これまでの県歴

入 庁～3年目 建築都市部都市計画課 技師  
4年目～5年目 北九州県土整備事務所建築指導課 技師  
6年目～現 在 北九州県土整備事務所建築指導課 主任技師

### 一日の流れ

9：00 メール確認、本日のスケジュールのチェック。  
9：10 窓口や電話での問い合わせ対応。  
建築基準法に係る各種申請書類をチェックして受付。  
13：00 現場へ出張。建築物を建てる事が出来るか等の相談を受けた土地の調査や完成した建築物の適法性の検査を実施。  
16：00 職場に戻り、受付した各種申請書類の審査業務。  
悩ましい部分は他の係員と意見交換を行う。  
17：15 書類の片付け、翌日のスケジュール確認ののち退庁。

### これまでの県歴

入 庁～3年目 建築都市部住宅計画課 技師  
4年目～6年目 北九州県土整備事務所建築指導課 主任技師  
7年目～9年目 建築都市部営繕設備課 主任技師  
10年目～現 在 建築都市部建築指導課 主任技師

### 一日の流れ

8：30 今日一日の業務内容や係内での連絡事項を確認。  
9：00 受け付けた申請書類のチェック。  
申請者に書類の修正指示や内容確認を行う。  
13：00 電話や窓口で、相談や問い合わせの対応。必要に応じてエリアを担当してる県土整備事務所とも連携。  
15：00 各種会議の開催に向けて、スケジュール調整や資料作成などを行う。  
17：15 書類の片付け、翌日のスケジュール確認し退庁。  
帰宅後は、子どものご飯・お風呂・寝かしつけなど、妻と育児を分担。

## 先輩職員からのメッセージ



建築都市部  
住宅計画課長  
(県職歴29年)

### 主な県歴

平成9年 入庁  
令和3年 建築都市部営繕設備課 課長技術補佐  
令和5年 建築都市部住宅計画課 課長技術補佐  
令和6年 建築都市部建築都市総務課 企画監

### メッセージ

私たち建築職は、都市計画、建築指導、住宅政策、県有施設の設計など、県民の方たちが生活するまちや建物、住宅などを安全・安心で魅力的なものにしていくための、大切な仕事をしています。想像力や好奇心が豊かで、建築の専門知識を使って多くの人や地域に貢献したいと思う方には最高の職場です。一緒に働いてくれる方お待ちしております。

# 人材育成の取組

職層	人事配置の考え方	階層別研修
技師 20代前半～	<p>&lt;採用後10年間（早期人材育成期間）&gt;※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本庁と出先機関の人事交流や異なる部門を経験することを基本とした人事配置</li> <li>○ 多様な業務を経験させるため異動年限は3年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規採用職員研修</li> <li>○技師研修（採用3年目又は5年目）</li> <li>○主任昇任研修</li> </ul>
主任技師 20代後半～		<ul style="list-style-type: none"> <li>○主任選択必修研修（主任昇任後5年目）</li> </ul>
技術主査 30代後半～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の適性を踏まえながら、引き続き、将来のキャリア形成の幅を広げることを意識した人事配置</li> <li>○ 専門性を高めるため異動年限は5年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主査研修</li> </ul>
ライン係長 40代前半～ 課長補佐 40代後半～		<ul style="list-style-type: none"> <li>○係長研修</li> <li>○課長補佐研修</li> </ul>
課長級 次長級 部長級 50代前半～		<ul style="list-style-type: none"> <li>○課長級研修</li> <li>○所属長研修</li> </ul>

※新規採用職員・若手職員のサポート

入庁後は、経験豊富な上司や先輩職員が在籍する部署に配属されます。先輩職員が指導担当となり、実務を通して知識やスキルを伝達します。

このほかにも、建築職のスキルアップを図るため、基礎から応用までの研修を計画的に行っています。

## 建築職員のスキルアップ支援

### 建築職技術研修

- （公財）福岡県建設技術情報センターが実施する研修会への参加（工事現場の安全対策、改修工事における留意点と事例など）
- 大型物件や特殊工事の現場見学会（公共・民間建築物）
- 国土交通大学校、全国建設研修センター等が実施する研修会への参加
- 建築基準法における審査業務研修（実例で学ぶ実践トレーニング）
- 資格取得に関する研修会・模擬試験の開催

### 資格取得支援

- 一級建築士資格取得に係る講座等の受講料、試験受験手数料の支援  
・受講料の支援上限額：学科試験・・・80万円、設計製図試験・・・60万円  
※支援金受給後も、引き続き県職員として10年以上勤務する見込みがある方が対象
- 一級建築士の登録に係る登録免許税・登録申請手数料相当額の支援
- 建築基準適合判定資格の登録に係る登録免許税相当額の支援

# 勤務条件など

## 勤務時間・休暇

勤務時間は7時間45分が基本です。始業時間は①8時～②8時30分～、③9時～、④9時30分～、⑤10時～の中から選択(1日単位で選択可)できます。

休日は土曜日・日曜日(完全週休2日制)、祝日、年末年始です。年次休暇は1暦年毎に20日あり、最大20日まで翌年に繰り越すことができます。そのほか有給休暇として、特別休暇(夏季(6日間)、結婚、長期勤続、忌引等)、病気休暇の制度があります。

※窓口・施設など部署により、勤務時間や休日異なる場合があります。

## 給与

初任給およびモデル給与は次のとおりです(令和8年1月現在)。また、期末・勤勉手当(ボーナス)が1年間に約4.65月分支給されます。ただし、これらの額は条例などの改正により変更になることがあります。

<初任給> 本庁勤務の場合

試験の種類	初任給
I類試験(大学卒業程度)	252,000円程度

※職歴・学歴・経験年数により加算される場合があります。

※このほか、通勤手当(原則全額支給)、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

<モデル給与> 30歳、家賃6万1千円の場合

	I類
基本給	283,600円
地域手当	16,000円
扶養手当(配偶者、子1人)	14,500円
住居手当	28,000円
通勤手当(受給者の平均)	13,300円
合計	355,400円

※このほか、正規の勤務時間を超えて勤務した場合には時間外勤務手当が支給されます。

## 働きやすい職場を目指しています

### ・ワーク・ライフ・バランスの推進

毎週水曜日と金曜日、毎月19日(育児の日)を**全庁一斉定時退庁日**としていることに加え、毎年7月及び8月のそれぞれ第3週を**定時退庁推進週間**としています。

さらに、1日の勤務終了後から翌日の勤務開始までの間に原則として11時間以上のインターバル(休息)時間を確保する「**勤務間インターバル**」や、年間を通して連続休暇(10日以上)の連続休暇を2回以上の取得を促す「**連続休暇取得促進**」の取組みを推進しています。

### ・子育てしやすい環境の整備

産前産後休暇や育児休業のほか、育児短時間勤務、父親育児休暇、子の看護休暇など、子育て支援のための制度を設けています。

また、本県の独自策として、仕事と育児を両立しやすい職場環境をつくるため、育児休業を取得した職員の業務を分担した同僚職員に対して**勤勉手当の加算**を行っています。(令和6年度男性育児休業取得率は77.1%)

### ・働き方改革の推進

全ての職員がワーク・ライフ・バランスを実現しながら、それぞれの能力を十分に発揮できる、働きやすい県庁をめざした「**働き方改革**」を推進しています。特に、慣習にとらわれない若手職員のアイデアを提案として取り入れる「**若手職員による業務の見直し**」や県の将来の発展に向けて取るべき方向や政策について職員が自主的に研究、提言する「**未来への提言**」などを通じて、若い職員の発想や提案を積極的に取り込み、県庁の活性化、風通しの良い職場づくりを進めています。

建築職の業務に関する問合せ  
福岡県建築都市部建築都市総務課  
電話番号:092-643-3704  
メールアドレス:kensomu@pref.fukuoka.lg.jp

試験に関する問合せ  
福岡県人事委員会事務局任用課  
電話番号:092-643-3956  
メールアドレス:saiyo@pref.fukuoka.lg.jp

※このリーフレットは令和8年2月版です。

試験の実施状況や応募方法等、詳しくは県のホームページをご確認ください。

